## 商品概要説明書

JAマイカーローン

(2024年4月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳
	未満の方。
	○貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合、JAとの既存取引(農産物代金の入金、
	年金受取、給与振込、定期貯金、定期積金、JAカードのうち1つ以上)の実
	績がある方。
	○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度所
	税引前得とします。)。
	○勤続年数は問いません。
	○入社月の3か月前の新卒内定者の方。
	○臨時職員や派遣社員・契約社員等については、対象といたしません。
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人
	またはご家族の持ち家であること。)。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以
	内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、事業資金(営業用自動
	車等)は除きます。
	①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む。)
   資金使途	のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。
<b>克亚</b> 汉应	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとします。)。
	⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。た
	だし、貸付実行時の年齢が満71歳以上の場合については、200万円以内とし、
	新卒内定者の場合については、300万円以内とします。
借入期間	○据置期間を含み6か月以上15年以内とします。 
	・据置期間は毎月償還にあっては実行日より1か月以内、年1回償還・年2回
	償還にあっては6か月以内とします。
	・他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中
	の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動車資金の
	経過期間を差し引いた範囲内とします。

借入利率	○固定金利型
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ
	ください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎
	月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済
	方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増
	額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。)の
	いずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(鹿児島県農業信用基金協会)の保証をご利用いた
	だきますので、原則として保証人は不要です。
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
	①一括払い
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (0.5%) (例)】
	お借入期間 3年 5年 7年 10年 15年
保証料	保証料(円) 7,566 12,636 17,750 25,498 38,484
	※上記記載の保証料は、目安(参考)の金額であり、貸付金利・貸付実行日・
	返済方法によって異なります。
	②分割払い
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
	なお、保証料率は農業者の方は年 0.50%、非農業者の方は年 0.78%です。
	○ご融資の際、当JAに対して 1,100 円の事務手数料(消費税等含む。) が必要
	です。
	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの
手数料	間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻
	保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…5,000円
	②一部繰上返済の場合…5,000円
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、
	当JAに対して次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…3,300円以内。
	②一部繰上返済の場合…2,200円。
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は4,400円の
	条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
苦情処理措置およ び紛争解決措置の 内容	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
	A本支店(所) または融資課(電話:0993-35-3595)にお申し出く
	ださい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ

	適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を
	受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記JAバンク相談所
	を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所(電話番号:0
	3-6837-1359) にお尋ねください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
	審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い
	合わせください。

JAいぶすき